共同研究契約書

○○○○○○（以下、「甲」という）と豊田工業大学（以下、「乙」という）とは、次のとおり「 」に係る共同研究の実施及びその成果の取扱いに関する契約を締結する。

（実施する共同研究）

第1条 甲及び乙は、共同して次の研究（以下、「本研究」という）を実施する。

1. 研究題目

1. 研究目的

1. 研究内容

1. 研究分担（甲）

（乙）

1. 研究の開始及び終了時期

開始 年 月 日

終了 年 月 日

（研究実施場所）

第2条 本研究の実施場所は、次のとおりとする。

（甲）

（乙）愛知県名古屋市天白区久方二丁目12番地1（ 研究室）

（研究担当者）

第3条 本研究の担当者は、次のとおりとする。

（甲）

（乙）

（費用の分担）

第4条 本研究に要する費用は、研究分担に応じて、甲、乙各々が負担する。ただし、甲は乙に、乙が本研究に要する費用の内、金 円（消費税込）を乙に支払う。

1. 支払期限

甲乙別途協議のうえ決定する日まで

1. 支払方法

乙の指定する銀行口座への振込み

1. 乙は、原則として受領済の共同研究費を甲に返還しない。ただし、特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ不要となった額の範囲内において返還することがあるものとする。

（設備等の使用）

第5条 甲及び乙は、本研究の実施に必要な相手方所有の設備等について、相互に無償で使用することができるものとする。

2 甲及び乙は、相互に相手方の同意を得て、本研究の実施に必要な設備等を相手方に持ち込むことができるものとする。

（研究の中止）

第6条 甲及び乙は、天災事変その他不可抗力又はそれぞれの特別な事情により本研究の実施が困難となった場合、協議により本研究を中止することができるものとする。

（研究報告）

第7条 甲及び乙は、本研究が終了したときは、相互に協力して研究の経過及び結果を取りまとめるものとする。

（機密保持）

第8条 甲及び乙は、本研究に関して知り得た機密事項を相互に相手方の許可なく第三者に漏らしてはならないものとする。

ただし、公知のものについてはこの限りではない。

（研究成果の公表等）

第9条 本研究成果は、甲及び乙により公表することができる。ただし、公表の内容、方法及び

　　　　時期については、甲乙協議の上、決定する。なお、甲は、本研究成果の公表という乙の社会的使命を尊重するものとし、正当な理由なく、乙の希望する公表の時期及び内容を遅延させ、又は制限しないものとする。

（産業財産権の帰属等）

第10条 本研究の結果生じた発明、考案、意匠創作若しくは著作物等について、特許、実用新案、意匠登録その他の権利を出願、保有するにあたっては、原則として甲及び乙の共有とし、その持分等については、別途甲乙協議して定めるものとする。

（輸出管理）

第11条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示又は提供された秘密情報、製品、ソフトウェア、関連技術その他一切の情報及び複製物を輸出、販売、使用許諾等する場合には、「外国為替及び外国貿易法」及びその他関連法令を遵守する。

（協議）

第12条 本契約の内容について疑義を生じたとき、あるいは本契約に定めのない事項については、そのつど甲乙協議によりその取扱いを決定するものとする。

（有効期間）

第13条 本契約の有効期間は、契約締結の日若しくは第1条第5号に定める研究開始の日のいずれか早い日から第1条第5号に定める研究終了の日（第6条により研究を中止した場合はその日）までとする。 ただし、両者の協議により延長することを妨げない。

2 前項にかかわらず、第7条及び第10条から第11条は対象事項が消滅するまで、第8条から第9条に定める事項については本契約の有効期間満了後3年まで効力を有するものとする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲

愛知県名古屋市天白区久方二丁目12番地1

乙 豊田工業大学

学 長 保　立　　和　夫 印